

第66期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2024年6月20日（木曜日）午前10時

開催場所

広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階「光耀中の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第66期定時株主総会招集ご通知……………	1
（添付書類）	
事業報告……………	3
計算書類……………	13
監査報告……………	16
株主総会参考書類……………	21

証券コード 4957
2024年6月3日

株主のみなさまへ

広島県府中市高木町1071番地
ヤスハラケミカル株式会社
代表取締役社長 安原 禎二

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.yschem.co.jp/ir/shareholders/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/4957/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月19日（水曜日）午後4時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階「光耀中の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第66期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②計算書類の「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

(添付書類)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことにより経済活動の正常化が進み、回復基調で推移しました。しかしながら、円安に伴う物価上昇や資源価格の高止まり、ウクライナ情勢等の地政学的リスクや世界的な金融政策の引き締めを背景とした世界経済の減速懸念等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が関係しております粘着・接着・香料・電子材料・ラミネート業界におきましては、継続的な原材料価格やエネルギー価格の高騰による製造コストの上昇、製品の価格競争等により、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような経済情勢のなかで、当社といたしましては、多様化する市場や顧客ニーズの変化を把握し、国内外の新規市場並びに新規顧客の開拓、既存取引先との関係強化を積極的に推進し販売拡大に努める一方、生産拠点の集約化等による生産性の向上や業務の合理化を図り、収益の確保に取り組んでまいりました。しかしながら、収益性が低下したホットメルト事業における生産設備等について減損損失を特別損失に計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は13,192百万円（前事業年度比111.0%）と増収になり、経常利益は1,173百万円（前事業年度比187.6%）と増益になりましたが、当期純利益は583百万円（前事業年度比87.1%）と減益になりました。

各部門の状況は次のとおりであります。

・テルペン樹脂部門

自動車用品用途の変性テルペン樹脂及び工業用途のテルペン樹脂に加え自動車用品用途の水添テルペンフェノール樹脂が好調に推移しました。その結果、部門全体の売上高は、前事業年度比114.4%と増収になりました。

・化成品部門

香料分野及び製本用途のワックスが低調に推移した一方、電子材料分野及び光学用途の化学品が好調に推移しました。その結果、部門全体の売上高は、前事業年度比108.2%と増収になりました。

・ホットメルト接着剤部門

生活用品用途の粘着剤及び食品用途の押出グレードに加え包装用途の汎用ホットメルト接着剤が好調に推移しました。その結果、部門全体の売上高は、前事業年度比112.2%と増収になりました。

・ラミネートフィルム部門

光沢化工紙用ラミネートフィルムが市況の低迷により低調に推移しました。その結果、部門全体の売上高は、前事業年度比96.8%と減収になりました。

部門別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	当 事 業 年 度 売 上 高	構 成 比	前 事 業 年 度 比
テ ル ペ ン 樹 脂	5,407	41.0 %	114.4 %
化 成 品	4,434	33.6	108.2
ホ ッ ト メ ル ト 接 着 剤	2,853	21.6	112.2
ラ ミ ネ ー ト フ ィ ル ム	497	3.8	96.8
合 計	13,192	100.0	111.0

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は764百万円であり、当事業年度に取得しました主なものは、福山工場の化成品製造設備及び基幹システムであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、増資、社債発行による資金調達はありません。
なお、設備投資資金は、自己資金によるものであります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第63期 2021年3月期	第64期 2022年3月期	第65期 2023年3月期	第66期 (当事業年度) 2024年3月期
売上高(百万円)	11,343	12,570	11,883	13,192
経常利益(百万円)	480	1,128	625	1,173
当期純利益(百万円)	333	757	669	583
1株当たり当期純利益(円)	32.48	73.73	65.85	61.50
純資産(百万円)	18,801	19,341	19,550	19,897
1株当たり純資産額(円)	1,829.91	1,882.54	2,052.78	2,157.15
総資産(百万円)	25,194	24,981	28,666	27,223

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、事業年度中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）及び事業年度末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第64期の期首から適用しております。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、賃上げによる内需の持ち直しやインバウンド需要の増加が期待される一方で、円安に伴う物価上昇や調達コストの上昇、人手不足の深刻化等の影響により依然として厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような状況において当社は、さらなる収益の拡大を目指し、国内外市場における新規取引先の開拓、既存取引先との関係強化を積極的に推進してまいります。また、環境負荷の低減など市場の課題を解決する製品の研究・開発に注力するとともに、生産の合理化と業務効率の改善による生産性の向上を図り、収益性の改善に全社をあげて取り組んでまいります。更に、社員の知識・技術の向上や意識改革を図るなど人材育成に注力し、今まで以上に企業体質の強化に鋭意努力していく所存でございます。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

以下の製品の製造及び販売

テルペン樹脂部門：粘着テープ用樹脂、ホットメルト接着剤用樹脂、プラスチック改質用樹脂等

化成製品部門：テルペン系合成香料、ポリエチレンワックス、半導体封止用エポキシ硬化剤等

ホットメルト接着剤部門：ホットメルト接着剤等

ラミネートフィルム部門：光沢化工紙用ラミネートフィルム、包装用多層フィルム、産業資材ラミネート等

(5) **主要な営業所及び工場** (2024年3月31日現在)

本社 広島県府中市高木町1071番地

営業所 東京事務所 (東京都中央区)

研究所 広島県福山市

工場 新居浜工場 (愛媛県新居浜市)、鶴飼工場 (広島県府中市)
福山工場 (広島県福山市)

(注) 1. 2023年8月1日付で、大阪事務所は東京事務所に統合いたしました。

2. 2023年8月1日付で、総領工場は鶴飼工場に統合いたしました。

(6) **使用人の状況** (2024年3月31日現在)

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減 数
230名	3名減

(注) 使用人数には、派遣社員、社外への出向者は含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社中国銀行	1,611百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,511
株式会社広島銀行	876
株式会社三井住友銀行	816
株式会社商工組合中央金庫	50

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
(2) 発行済株式の総数 10,839,663株
(3) 株主数 1,688名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ワイエス興産有限会社	1,237千株	13.4%
安原禎二	1,186	12.9
ヤスハラケミカル取引先持株会	946	10.3
沖津妙子	521	5.7
株式会社中国銀行	439	4.8
有限会社マキ	403	4.4
有限会社宗江	373	4.1
後藤一紀	245	2.7
株式会社三菱UFJ銀行	221	2.4
ヤスハラケミカル従業員持株会	198	2.2

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,615,858株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安原禎二	ワイエス興産有限会社 代表取締役社長 有限会社スマイル 代表取締役社長
取締役	原田桂子	社長室長兼経営企画部長
取締役	栗本倫行	生産本部長
取締役 (常勤監査等委員)	中居英尚	
取締役 (監査等委員)	前岡良	
取締役 (監査等委員)	内林誠之	弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）前岡 良氏及び内林誠之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）前岡 良氏は、税理士事務所に勤務し、決算手続き、税務申告等の実務経験を通じて専門的識見を培い、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、中居英尚氏を常勤の監査等委員として選任しております。
4. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
原田桂子	取締役 経営統括本部長	取締役 社長室長兼経営企画部長	2024年4月1日

5. 当社は、取締役（監査等委員）前岡 良氏及び内林誠之氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当社と各取締役（監査等委員）は責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとされており、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
沖津弘之	2023年6月22日	任期満了	常務取締役
敷田憲治	2023年6月22日	任期満了	取締役 経営企画部長 有限会社宗江 代表取締役社長

(5) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く)	130	130	-	-	5
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	23 (7)	23 (7)	-	-	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	154 (7)	154 (7)	-	-	8 (2)

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2016年6月16日開催の第58期定時株主総会において年額192百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、5名です。
 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月16日開催の第58期定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち、社外取締役は2名。)です。
 4. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額(取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名に対し20百万円、監査等委員である取締役1名に対し1百万円)が含まれております。
- ② 当事業年度において支払った役員退職慰労金
- ・2023年6月22日開催の第65期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金として退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名に対し269百万円を支給しております。(過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、205百万円が含まれております。)
- ③ 取締役の報酬等の内容に係る決定方針
- ・当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。個々の取締役の報酬については、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には金銭による固定報酬を基本報酬としております。
 - ・基本報酬は、月例の固定報酬に加え、年2回の賞与金及び役員退職慰労金の3種類で構成しており、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案しております。また、監督機能を担う社外取締役については、月例の固定報酬のみとし、その職務に鑑み決定しております。
- ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- ・個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長安原禎二氏がその具体的内容について委任を受け決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。
- これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、当該権限が適切に行使されるよ

う、監査等委員会を通じ独立社外取締役とも十分協議を行わなければならないこととしています。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議において決定しております。

(6) 社外役員等に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 前岡 良	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>前岡 良氏は、長年の税理士事務所勤務で培われた財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 内林 誠之	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>内林誠之氏は、弁護士としての専門的見地から、客観的かつ公正な立場で経営全般への監視や監査体制の強化に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会社が支払うべき会計監査人の報酬等の額 | 20百万円 |
| ② 会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの根拠などが適正であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任の決定を行う方針であります。

また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案して、再任・不再任の決定を行う方針であります。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,804	流 動 負 債	3,516
現金及び預金	5,315	買掛金	439
売掛金	2,754	短期借入金	600
製品	2,559	1年内返済予定の長期借入金	1,316
仕掛品	2,144	未払金	754
原材料及び貯蔵品	6,678	未払法人税等	159
前渡金	205	前受金	5
前払費用	34	賞与引当金	144
その他の金	115	その他の	96
貸倒引当金	△2	固 定 負 債	3,809
固 定 資 産	7,418	長期借入金	2,949
有 形 固 定 資 産	4,868	退職給付引当金	410
建物	763	役員退職慰労引当金	444
構築物	300	その他の	5
機械装置	426	負 債 合 計	7,326
車両運搬具	12	(純 資 産 の 部)	
工具器具備品	72	株 主 資 本	19,652
土地	2,745	資本金	1,789
建設仮勘定	547	資本剰余金	1,729
無 形 固 定 資 産	317	資本準備金	1,728
ソフトウェア	58	その他資本剰余金	0
ソフトウェア仮勘定	257	利 益 剰 余 金	17,101
その他の	1	利益準備金	138
投資その他の資産	2,232	その他利益剰余金	16,963
投資有価証券	1,443	別途積立金	16,427
繰延税金資産	262	繰越利益剰余金	536
その他の	529	自 己 株 式	△967
貸倒引当金	△3	評価・換算差額等	244
資 産 合 計	27,223	その他有価証券評価差額金	244
		純 資 産 合 計	19,897
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,223

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	13,192
売上原価	10,537
売上総利益	2,655
販売費及び一般管理費	1,973
営業利益	681
営業外収益	520
受取利息及び配当金	74
受取保険金	88
受取為替家賃	20
その他	286
営業外費用	50
支払利息	20
自己株式取得費用	2
売却損	4
その他	1
経常利益	1,173
特別利益	201
固定資産売却益	3
投資有価証券売却益	197
特別損失	665
固定資産除売却損	45
投資有価証券売却損	1
減損	619
税引前当期純利益	709
法人税、住民税及び事業税	243
法人税等調整額	△117
当期純利益	583

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 金 計		
						別 積 立	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2023年4月1日 残	1,789	1,728	0	1,729	138	15,867	627	16,632	△768	19,382	
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立						560	△560	-		-	
剰余金の配当							△114	△114		△114	
当期純利益							583	583		583	
自己株式の取得									△198	△198	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	560	△91	468	△198	270	
2024年3月31日 残	1,789	1,728	0	1,729	138	16,427	536	17,101	△967	19,652	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年4月1日 残	168	168	19,550
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△114
当期純利益			583
自己株式の取得			△198
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	76	76	76
事業年度中の変動額合計	76	76	346
2024年3月31日 残	244	244	19,897

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

ヤスハラケミカル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮本芳樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田秀敏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤスハラケミカル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

ヤスハラケミカル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 中 居 英 尚 ㊟

監 査 等 委 員 前 岡 良 ㊟

監 査 等 委 員 内 林 誠 之 ㊟

(注) 監査等委員前岡 良及び内林誠之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主のみなさまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当事業年度の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 470,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 470,000,000円

2. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
 - (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は55,342,830円となります。
 - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月21日といたしたいと存じます。
- (注) 配当につきましては、すでにお支払いしております中間配当金6円と合わせまして、年間で1株につき12円の配当金とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	やす はら てい じ 安 原 禎 二 (1953年7月28日生)	1979年6月 当社入社 1987年3月 取締役 1998年6月 代表取締役専務 2000年6月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ワイエス興産有限会社 代表取締役社長 有限会社スマイル 代表取締役社長	1,186,560株
【選任理由及び期待される役割の概要】 安原禎二氏は2000年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。			
2	はら だ けい 子 原 田 桂 子 (1976年7月6日生)	2019年2月 当社入社 2021年9月 社長室長 2023年6月 取締役（現任） 2023年6月 社長室長兼経営企画部長委嘱 2024年4月 経営統括本部長委嘱（現任）	139,230株
【選任理由及び期待される役割の概要】 原田桂子氏は経営、化学に関する知識に加え、様々な業種における経験に基づき多角的な視点から当社を捉える見識を有しており、当社の経営戦略策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	くり もと のり ゆき 栗本倫行 (1967年7月24日生)	1991年4月 当社入社 2009年6月 技術一部長 2016年4月 生産本部長兼技術一部長 2016年6月 取締役(現任) 2016年6月 生産本部長兼技術一部長委嘱 2019年4月 生産本部長委嘱(現任)	3,900株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 栗本倫行氏は当社の技術部門、生産部門の責任者を務めるなど、生産・技術に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の生産・技術戦略策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
4	※ あら しい りゆう た ろう 新井隆太郎 (1989年12月10日生)	2019年5月 当社入社 2023年4月 営業部長(現任)	一株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 新井隆太郎氏は、購買・営業部門等において幅広い業務経験を有しており、当社の販売戦略策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- なお、当該契約の内容の概要は、事業報告9頁に記載のとおりであります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	なか 中 居 英 尚 (1959年12月22日生)	1983年4月 当社入社 2009年2月 新居浜工場長 2014年5月 生産本部長兼新居浜工場長 2014年6月 取締役 2015年6月 生産本部長委嘱 2016年6月 取締役〔常勤監査等委員〕（現任）	9,400株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>中居英尚氏は当社の生産部門の責任者を務めるなど、生産・技術に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、当社取締役として培った経験が、経営全般への監視や、監査体制の強化を期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。</p>		
2	※ かん 神 原 宏 尚 (1972年12月15日生)	2000年10月 弁護士登録 2005年10月 神原宏尚法律事務所開業所長（現任）	一株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>神原宏尚氏は、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ専門的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。</p>		

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	※ まえ おか だい 前 岡 大 (1979年10月22日生)	2004年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入社 2010年1月 公認会計士登録 2017年12月 税理士登録 2017年12月 前岡大公認会計士税理士事務所開業 所長(現任)	一株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 前岡 大氏は、公認会計士・税理士として高度な専門知識と豊富な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で経営全般への適切な監視・監督や監査体制の強化を期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 神原宏尚氏及び前岡 大氏は、社外取締役候補者であります。
4. 神原宏尚氏及び前岡 大氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
5. 当社は、中居英尚氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。また、神原宏尚氏及び前岡 大氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の9頁に記載のとおりであります。各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2022年6月16日開催の第64期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました瀬尾義裕氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

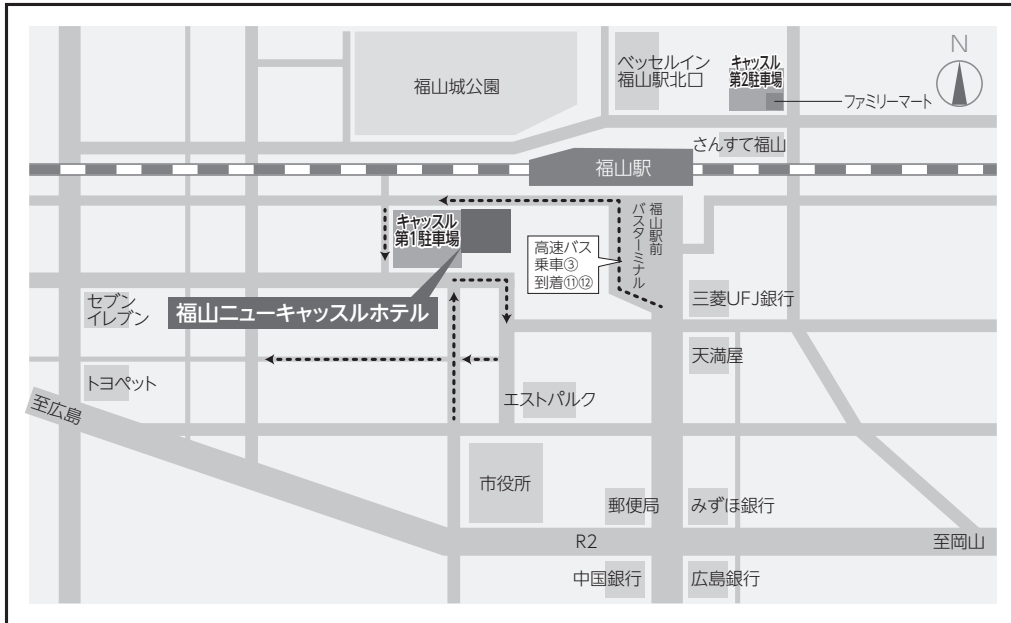
氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
瀬尾義裕 (1974年9月24日生)	2003年10月 ばらのまち法律事務所入所 2006年10月 弁護士法人ばらのまち法律事務所社員(現任)	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 瀬尾義裕氏は、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で経営全般への監視や監査体制の強化を期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。		

- (注) 1. 瀬尾義裕氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 瀬尾義裕氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 瀬尾義裕氏が取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の9頁に記載のとおりであります。瀬尾義裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 広島県福山市三之丸町 8 番 16 号
福山ニューキャッスルホテル 3 階「光耀中の間」
電話 084-922-2121 (代表)



●交通のご案内

- ・ J R 福山駅下車 徒歩約 1 分
- ・ 山陽自動車道 福山東 I.C. から約 15 分
- ・ ←----- 会場周辺の一方通行